

堺情審第25-2-3号  
(答申第119号)  
令和8年7月8日

堺市長 永藤英機様

堺市情報公開審査会  
会長 豊永泰雄

### 諮問に対する答申

令和8年2月4日付け堺都総第1680号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

### 記

|                 |                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審査案件            | 公開請求に対する却下処分を不服とする審査請求事案に係る審査                                                               |
| 対象公文書           | 堺市北区大豆塚町1丁100番に所在した木造2階建の特定空家等に対する略式代執行に関し、事務手続等において取得した登記簿謄本(参考:令和6年度第2回堺市入札監視等委員会審議案件第4号) |
| 実施機関<br>(処分庁)   | 堺市長(建築都市局 開発調整部 建築防災推進課)                                                                    |
| 諮問実施機関<br>(審査庁) | 堺市長(建築都市局 都市計画部 建築都市総務課)                                                                    |

## 答 申

### 第1 審査会の結論

令和8年2月4日付けで諮問のあった「堺市北区大豆塚町1丁100番に所在した木造2階建の特定空家等に対する略式代執行に関し、事務手続等において取得した登記簿謄本（参考：令和6年度第2回堺市入札監視等委員会審議案件第4号）」について、堺市長（以下「実施機関」という。）がした堺市公文書公開請求に対する却下処分（以下「本件処分」という。）は、これを取り消すのが相当である。

また、実施機関は、改めて公開の可否について決定すべきである。

### 第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和7年11月9日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「堺市北区大豆塚町1丁100番に所在した木造2階建の特定空家等に対する略式代執行に関し、事務手続等において取得した登記簿謄本（参考：令和6年度第2回堺市入札監視等委員会審議案件第4号）」（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、同年11月25日、本件公開請求に対し、本件対象公文書は、条例16条1項により、条例2章が適用されないことを理由として、本件処分をして、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、同年11月27日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求をした。

### 第3 審査請求の趣旨

「1記載の本件決定に係る本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

### 第4 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件公文書公開請求に対し、堺市長は「本件公文書公開請求に係る公文書は、堺市情報公開条例第16条第1項に該当する」と判断し、本件却下処分を行った。
- (2) また、実施機関は、本件却下処分に係る決定通知書に同封された書類において、本件公開請求書に記載された建物に係る登記簿謄本の取得方法についての教示（行政サービス）があった。当該教示については敬意を表すものであるが、条例の適用等については不服があるので本件審査請

求に及んだ次第である。

- (3) 登記簿等について情報公開法の適用除外とした趣旨は、登記簿等の取扱いが不動産登記法において体系的に整備されており閲覧等の手続が自己完結的に規定されていることから、登記簿等の取扱いを情報公開法の適用除外とし不動産登記法に委ねるとしたことにある。(※不動産登記法第154条：登記簿等及び筆界特定書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。)
- (4) ここで、不動産登記法において、情報公開法の適用除外とされている対象は「登記簿等」であり、同法において「登記簿等」とは、“第二百二十二条 この法律に定めるもののほか、登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類（第一百五十四条及び第一百五十五条において「登記簿等」という。）”と定められ、「登記簿」とは、“第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調整するものをいう。”と定められている。
- (5) このように、不動産登記法においては、登記所（法務省）が保有する“不動産に関する情報”の写しの交付等については、情報公開法を根拠として行うことはできないことが規定されている。
- (6) すなわち、“同一の”情報に対する手続きについて“複数の”法令等で規定しないよう調整が図られたものである。
- (7) そして、条例においても第16条の規定により、他の法令等で写しの交付等の手続きが規定されている情報との調整を図っているものと考えられる。
- (8) 一方、本件公文書公開請求に係る公文書は、単なる“登記記録に記録されている不動産に関する情報”ではなく、本件公文書公開請求書に記載したとおり、“堺市北区大豆塚町1丁100番に所在した木造2階建の特定空家等に対する略式代執行に関し、事務手続等において取得した登記簿謄本”（「登記事項証明書」（登記記録に記録された登記簿に記載された事項を証明した証明書））である。
- (9) したがって、本件公文書公開請求に係る公文書は、堺市“のみ”が保有するものであり、法務省が保有しているものではないから、条例第16条で定める適用除外の規定が適用されるものではない。
- (10) すなわち、本件公文書公開請求に係る公文書（登記簿謄本）には、作成

の年月日（発行日）等が記載されており、略式代執行に至る経緯を理解する上で必要な事項が記録されているものであり、法務省が保有する“登記記録に記録されている不動産に関する情報”と同一のものではない。

- (1 1) また、いくつかの地方自治体では、“行政機関の各種手続き等に紐づけされた登記等に関する資料は条例における適用除外の対象に該当しない”と明確に規定している。
- (1 2) なお、付言するに、堺市長の本件処分は、条例第 3 条で規定される「実施機関は、公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。」との規定に反するものでもある。
- (1 3) 以上のとおりであるから、本件処分は、瑕疵ある行政処分であり取り消されるべきである。

## 第 5 実施機関の主張要旨

- (1) 公文書の公開に関する手続等については、条例 2 章に定められている。また、条例 1 6 条 1 項においては、次のような規定が設けられている。  
(他の制度との調整)

第 1 6 条 この章の規定は、法令、他の条例その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている公文書については、適用しない。

- (2) 不動産登記法は「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度」について定め、1 1 9 条 1 項の規定により登記事項証明書は何人も請求することができるものであるところ、条例においては 1 6 条 1 項に他の制度との調整規定が設けられている。

その趣旨は「他の制度において謄本等の交付の方法等が定められている場合は、その手続が優先され、同条例の公文書公開請求の対象とはならない。」とするものである。

- (3) 本件登記簿謄本は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律 1 2 7 号。以下「空家特措法」という。）2 条 1 項に規定する空家等について、指導その他の措置のために登記名義人を確認する目的で、不動産登記法 1 1 9 条 1 項の規定により、大阪法務局堺支局に請求し、交付を受けたものである。

なお、当該空家等にあつてはその後、特定空家等に係る除却等の略式代執行（相続人を含む所有者等について確知できない場合の空家特措法 2 2 条 1 0 項に規定する行政代執行をいう。）の実施に至ったところである。

この際の登記情報の取得は、所有者等に対する指導等に係る措置のための単なる情報収集であって行政の内部事務ともいえるものであり、何人も請求することができる公示された登記情報を得たに過ぎない。また、仮にその後、所有権移転など登記情報の異動があったとしても、その前後は公示される。

従って、本件登記簿謄本は、法人など外部からの申請や契約に係る添付書類として提出された個別具体の公文書ではない。

審査請求人は本件登記簿謄本が、「作成の年月日（発行日）等が記載されており、略式代執行に至る経緯を理解する上で必要な事項が記録されているものであり、法務省が保有する登記記録に記録されている不動産に関する情報と同一のものではない。」と本件登記簿謄本が唯一無二のように主張する。

仮にそのように解すると、行政庁が官公署等から特定の目的をもって事務手続等において取得した各種証明書類については、いずれも「作成の年月日（発行日）等」が記載された唯一無二のものであるかのような解釈にもなる。

- (4) 更に、仮に、本件登記簿謄本が公開対象公文書となれば、行政庁が保有する各種証明書類につき、他の制度において交付の方法等が定められている場合であっても、公文書公開請求によりその写しを取得することができることとなり、他の制度を定める法令等の趣旨を没却することにもなりかねない。
- (5) これらのことを踏まえ、不動産登記法及び条例に照らすと、本件登記簿謄本は不動産登記法により交付の方法等が定められている公文書に該当し、条例16条1項の規定により、同条例の請求の対象とはならず、公開請求の対象となる公文書には該当しない。

なお、審査請求書4(2)にある「登記簿謄本の取得方法についての教示（行政サービス）」とは法務局への請求方法の説明文及び交付請求書の記入例を示したものである。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 条例16条1項の趣旨について

条例16条1項は、公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付について、法令、他の条例その他の規程（以下「法令等」という。）において手続が定められている場合における、当該法令等と条例との適用関係を定めた規定である。

すなわち、法令等において、閲覧等の対象者、方法、期間又は範囲等が具体的に定められている公文書については、その限りにおいて当該法令等に基づく手続が優先され、条例２章の規定は適用されないとする趣旨である。

## ２ 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書が略式代執行に係る事務手続において実施機関が取得した登記簿謄本であり、実施機関が保有する公文書であるから、条例の適用対象となる旨を主張する。

一方、実施機関は、本件対象公文書は不動産登記法に基づき何人も取得可能な登記情報に過ぎず、条例１６条１項により公開請求の対象外となる旨を主張する。

しかしながら、本件対象公文書は、ある特定の時点において発行され、かつ特定の行政目的のもとで実施機関が取得・保有するものであって、単に法務局に備え付けられた登記記録そのものとは同一視できない性質を有するものである。

したがって、本件対象公文書は条例１６条１項によって規定されている公文書とは言えず、条例１６条１項は適用されない。

以上のことから、条例１６条１項により、条例２章が適用されないことを理由として、実施機関が行った本件処分は取り消すべきである。

## ３ 以上の理由により、当審査会は「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

| 年 月 日      | 処 理 内 容 |
|------------|---------|
| 令和8年 2月4日  | 諮問書の受理  |
| 令和8年 3月16日 | 審 議     |
| 令和8年 4月20日 | 審 議     |
| 令和8年 5月19日 | 審 議     |
| 令和8年 6月16日 | 審 議     |
| 令和8年 7月8日  | 答 申     |

堺市情報公開審査会委員

| 氏 名     | 所 属 等       | 備 考     |
|---------|-------------|---------|
| 豊 永 泰 雄 | 弁 護 士       | 会 長     |
| 阪 井 千鶴子 | 弁 護 士       | 会長職務代理者 |
| 荒 木 修   | 関西大学法学部教授   |         |
| 権 南 希   | 関西大学政策創造部教授 |         |
| 結 城 圭 一 | 弁 護 士       |         |